

別表 1

メニューごとに整備する施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、２－１又は２－２のとおりとする。

メニュー	施設	類別																
		別表２－１							別表２－２									
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	産地食肉センター	1	2	3	4	5	6	7										
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	産地食肉センター								1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	食鳥処理施設								1	2	3	4	5	6	10	11	12	
	鶏卵処理施設								1	2	3	4	5	6	13	14	15	16
	乳業施設								1	2	3	4	5	6	17	18		
	畜産物加工施設								1	2	3	4	5	6				

別表 2－1

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業については、食肉処理施設の再編を図るものについては、類別 1 から 5 の 5 つを、再編に準じるものについては、類別 2 から 5 の 4 つを必須とし、 6 及び 7 の中から最大 2 つ選択できるものとし、最大で合計 7 つの成果目標を立てるものとする。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
牛肉、豚肉	1	・（要領別記 1 第 4 の 1 に定める）策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための処理施設の再編を図ること ・ ・ ・ ・ 30 ポイント	
牛肉、豚肉	2	・ 稼働率を概ね 90%以上とし、再編等施設整備前からの稼働率（稼働率＝1 日当たりの平均処理頭数(牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1 日当たりの処理能力(肥育豚換算)）の上昇率が、 20.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 15.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 10.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5.0%未満・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	・ 事業を実施する産地食肉センターの 1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（ 245 日）） 1,120 頭以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 980 頭以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 840 頭以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 700 頭以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 560 頭以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	3	・ 1 頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は 10%以上、豚肉の場合は 20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 【牛肉】 20.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 17.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 15.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 12.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 10.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 【豚肉】 30.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 27.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 25.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 22.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	・ 1 頭当たりの食肉処理加工コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600 円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 22,950 円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 24,300 円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 25,650 円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 27,000 円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 2 豚の場合 2,400 円以下・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 2,550 円以下・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2,700 円以下・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2,850 円以下・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3,000 円以下・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	4	・ 整備を行う施設に ついて、受益農家数が多いこと。 30 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 15 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	・ 施設整備実施前の受益農家数。 20 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 10 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5 戸以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	5	・ ①から③のいずれかにより、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、④に取り組むこと。 ① 輸向け出荷量について、5 %以上増加すること 25%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	・ 以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①以下から、合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。 ・ 直近 3 年間継続して輸出実績がある・ ・ ・ 2 ポイント ・ 直近 3 年間の輸出額の平均 1 億円以上・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5 千万円以上・ ・ ・ ・ 2 ポイント 1 千万円以上・ ・ ・ ・ 1 ポイント ②以下のいずれかを選択できるものとする。 ・ G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員

		② 新規の取組又は直近の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量 4 トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3 トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 トン未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント ③ 豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でない場合であって、 国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚肉の輸出に取り組む計画であること・・・・・・・・ 1 ポイント ※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。 ④ 輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 10%以上となること ・・・・・・・・ 5 ポイント 加えて、 ・ 上記①②の場合、精肉等製品を輸出する計画 ・・・・・・・・ 3 ポイント ・ 上記③の場合、国内の豚熱の清浄化した際には、速やかに豚精肉等製品の輸出を開始する計画 ・・・・・・・・ 3 ポイント	である・・・・・・・・ 1 ポイント ・ 輸出関係のセミナーに参加したことがある ・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	6	・ 以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ① 目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額（両畜種を取り扱う施設にあつては、両畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合 (①＝目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額) 120%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 115%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ② 輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（両畜種を取り扱う施設にあつては、畜種ごとに算出した両畜種のポイントを合計し、5 ポイントを上限として加算する） (②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）) 9 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
牛肉、豚肉	7	・ 以下の①から⑩までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は 10 ポイントを上限とする。 ①HACCP 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・ 1 ポイント ②対 EU 輸出食肉の取扱いについて（平成 25 年 3 月 29 日食安発 0329 第 8 号・24 消安第 6381 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対 EU 輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・・・・・・ 1 ポイント ③上記の①及び②までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ・・・・・・・・ 1 ポイント ④施設整備により輸出先国に重点国を追加すること（EU 加	・ 以下の①から⑥までの中から 1 つを選択するものとする。 ①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・ 5 ポイント ②HACCP 等認定を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・ 3 ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・・・・・ 2 ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・ 1 ポイント

	盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。） ・・・・・・・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント <table><tr><td>品目</td><td>重点国</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr></table> ⑤施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑥輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント ⑦有機 JAS 認証食肉を取り扱うこと・・・・・・・1ポイント ⑧GAP 認証食肉を取り扱うこと・・・・・・・・・1ポイント ⑨食肉処理工程に自動化機械等を導入すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ⑩デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	品目	重点国	牛肉	香港、台湾、米国、EU	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	
品目	重点国							
牛肉	香港、台湾、米国、EU							
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾							

(注) 食肉処理施設の再編に準じるものは、都道府県知事が「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」（平成6年6月23日6畜A1463号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）の規定に基づいて作成する食肉流通合理化計画において、その整備後の処理頭数に占める当該都道府県産の割合等に鑑みて地域の基幹的施設として特に重点的整備が必要な施設として位置づけられており、かつ、当該計画において、地理的事情等により当該都道府県内における再編合理化を行うことが困難である理由が明記されているものの整備をいう。